

**BELS 評価業務規程第 12 条に基づく
料金規程**

2025 年 4 月

ユーディーアイ確認検査株式会社

(目的)

第1条 この規定は、別に定める「法7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、ユーディーアイ確認検査株式会社(以下「UD I」という。)が、実施する法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1から別表4に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込により納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 UD Iと申請者は、別途協議により一括納入その他別の納入方法をとることができるものとする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(2) その他UD Iが必要と認めたとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 申請者の非協力その他UD Iの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期になったとき。

(2) 別表1から別表4に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとUD Iが判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、UD Iの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

附 則

この規程は、平成28年 4月21日から施行する。

この規定は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 1

非住宅建築物に係る評価料金

(1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の評価料金

(単位：円、税込金額)

評価対象面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
～300 以内	198,000		105,6000
300 超～2,000 以下	330,000		171,600
2,000 超～5,000 以下	462,000		237,600
5,000 超～20,000 以下	528,000		264,000
20,000 超～50,000 以下	726,000		396,000
50,000 超～100,000 以下	990,000		528,000

(2) 建築物の用途が (1) に掲げるもの以外の場合の評価料金

(単位：円、税込金額)

評価対象面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
～300 以内	132,000		66,000
300 超～2,000 以下	198,000		105,600
2,000 超～5,000 以下	264,000		132,000
5,000 超～20,000 以下	330,000		198,000
20,000 超～50,000 以下	462,000		264,000
50,000 超～100,000 以下	660,000		330,000

1. 評価対象となる床面積が 100,000 ㎡を超える場合の評価料金は、別途見積りとする。
2. 省エネ適合性判定と併願の場合は、評価に同一の計算書を用いる場合に限り一律 13,200 円(税込)とする。
3. 変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合は、1 回の変更につき、上表当初申請料金の 2 分の 1 の額とする。
4. 改修前後の評価を行う場合は、上表 (1) 又は表 (2) の各料金に当該料金の 2 分の 1 の額を加算した料金とする。
5. ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとする。

別表 2

住宅建築物に係る評価料金

(1) 一戸建ての住宅の評価料金

(単位：円、税込金額)

単独申請	併願申請
39,600	13,200

- 併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がない場合とする。
- 変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価を当機関が行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

(2) 共同住宅等の評価料金

1) 住戸のみ： 基準額＋住戸単価×評価住戸数 M

(単位：円、税込金額)

	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数 (住戸)	2～10 戸以下	$39,600 + 10,560 \times M$	左記評価料金の 2分の1の額とする
	11～30 戸以下	$79,200 + 6,600 \times M$	
	31 戸以上	$158,400 + 3,960 \times M$	

2) 建築物全体のみ： 基準額＋住戸単価×評価住戸数 M＋共用部料金

(単位：円、税込金額)

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住宅部分の 全戸数 (住戸)	2～10 戸以下	$39,600 + 9,240 \times M$	左記評価料金の 2分の1の額とする
	11～30 戸以下	$79,200 + 5,280 \times M$	
	31 戸以上	$158,400 + 2,640 \times M$	
(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床 面積 (共用部)	300 m ² 以内	39,600	左記評価料金の 2分の1の額とする
	300 m ² 超～1,000 m ² 以内	66,000	
	1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	132,000	
	5000 m ² 超	198,000	

3) 住戸＋建築物全体： 基準額＋住戸単価×評価住戸数 M＋共用部料金

(単位：円、税込金額)

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住宅部分の申請に係る戸数 (住戸)	2～10 戸以下	$39,600 + 10,560 \times M$	左記評価料金の 2分の1の額とする
	11～30 戸以下	$79,200 + 6,600 \times M$	
	31 戸以上	$158,400 + 3,960 \times M$	
(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床 面積 (共用部)	300 m ² 以内	39,600	左記評価料金の 2分の1の額とする
	300 m ² 超～1,000 m ² 以内	66,000	
	1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	132,000	
	5,000 m ² 超	198,000	

- 併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がない場合とする。
- 1住戸のみの申請の場合の料金は、単独申請 39,600 円、併願申請 13,200 円(税込)とする。
- 寄宿舎については住室数を M とします。また、交付される評価書の数は一棟一棟により異なります。

4. 変更申請料金は、対象となる共同住宅等の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

別表 3

複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）

- (1) 住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とする。

別表 4

その他手続きに係る料金

(単位：円、税込金額)

手 続 き の 種 類	申 請 料 金
評価書の再交付	評価書1枚につき 6,600
評価に係る変更以外の変更	評価書1枚につき 6,600
シール、プレート 事務手数料（発注の都度）	4,400
電子データの交付	別途見積り